

**緊縮財政下の
イギリス法律扶助の変容と
持続性を追求する他国の取組
—2013年 International Legal Aid Group
国際会議を踏まえて—**

法テラス総務部調査研究室専門員

弁護士 池 永 知 樹

I はじめに

2008年リーマンショックと2009年欧州財政危機は、欧米諸国に深刻な財政危機をもたらした。その後の2010年イギリス総選挙は、労働党政権から保守党・自由党連合政権への政権交代を導き、イギリスの公共サービスは削減時代を迎えることになった。

イギリス（イングランド&ウェールズ、以下単に「イギリス」と述べる際は、「イングランド&ウェールズ」の意味である）の法律扶助の領域においては、法律扶助資金投入対象の厳格化および法律扶助運営主体の組織改編等を定める「2012年法律扶助改革法（LASPO：Legal Aid, Sentencing & Punishment of Offenders Act 2012, 以下『2012年法』と略記する）」が成立し、2013年4月から施行されている。同法は、法律扶助および犯罪と刑罰に関する改革法であり、法律扶助については、財政の健全化を図るため民事法律扶助の対象を厳格に制限している点に特徴がある。たとえば家事事件や社会福祉法関連事件については、DV事件¹および子どもの保護、ホームレス化の危険があるなどの最も深刻な事件類型を除いて、基本的に法律扶助の対象から除外されている。また、同法は、予算の効率的管理のため、法律扶助の運営主体の法形式について従来の独立委員会方式（Non Departmental Public Body）である法律サービス委員会（LSC：Legal Services Commission）を廃止し、司法省の組織の一部門（LAA：Legal Aid Agency）に組み入れた（同法37条、38条）。

本稿作成時点において2012年法は施行後約半年を経たにとどまり、同法がイギリス社会に及ぼす中長期的影響については不明であるが、同法の評価や法律扶助の国際比較をテーマとした直近の法律扶助国際会議²および近年の法律扶助動向に関する海外論考³等をもとに、本稿は、特に以下の論点をとりあげる。

第1に、2012年法がイギリスの法律扶助およびリーガルサービスに及

ばす影響について検討する。

第2に、イギリスとともに連合王国の一国を占め1990年代後半までは近似した法律扶助政策をとりながら、同時期以降に路線を異にするようになり、今日激動期にあるイギリスとの対比において、むしろ法律扶助の安定的運営を維持しているといわれるスコットランドの法律扶助を比較検討する。

第3に、法律扶助の運営主体の独立性の論点について、独立委員会方式から新たに司法省組織の一部門に組み入れられることになったイギリス法律扶助との比較において、イギリスの法文化を継承しているカナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）の法律扶助を検討する。カナダは、公的資金の大きかりな投入を受けながらも法律扶助運営主体の独立性維持のために優れたバランス力を発揮し、その要となる準則を確認してきた歴史がある。

Ⅱ 2012年法がイギリスの法律扶助

およびリーガルサービスに及ぼす影響

1 2012年法の影響

2012年法は、DV 事件および子どもの保護、ホームレス化の危険があるなどの最も深刻な事件類型を除いて、家事事件や社会福祉法関連事件を法律扶助の対象から基本的に除外している。同法が施行された2013年4月以降に法律扶助の対象外とされる見込件数については、司法省の試算（2012年6月）によれば、家事232,500件、債務整理105,050件、教育関連2,870件、労働24,070件、住居53,200件、社会福祉135,000件、移民53,290件、その他17,020件、合計623,000件であり⁴、社会的弱者に対する深刻な影響が懸念されている。

法律扶助報酬も削減が予定されている。民事法律扶助のうち子どもの保護に関わる法律扶助については、他分野との比較においては削減率が相対的に少ない10%の削減、一般の民事・刑事法律扶助については最

大35%の削減が予定されている。

刑事法律扶助については競争政策がさらに強化され、政府は、現在の計1600のプロバイダとの間の独占契約（コントラクト）を計400にまで減少させることを計画している。そして、依頼者には、従来のように法律扶助弁護士の選択権が与えられることはなく、ランダムに法律事務所に割り当てられることが計画されている（これに対して、法律扶助の現場からは、依頼人を“人”としてではなく“経済単位”として取り扱っているとの批判が提起されている。）⁵。

上記削減を通じて、2012年法成立前までは過去7年間を通じて毎年平均21億ポンドが投じられてきたイギリスの法律扶助予算であるが、同法成立によって計3億5000万ポンドが削減され、現在、約18億ポンドにまで低下している⁶。

他方、法律扶助削減によって本人訴訟の増加と裁判所の渋滞がもたらされるとの指摘がある。すなわち、今日のイギリスは、法律扶助予算の削減だけでなく裁判所予算も25%削減に直面しており、裁判所の人的資源も不十分である状態において、法律扶助の対象から外れた本人による訴訟が増加すれば、裁判所業務は著しい渋滞に陥るとの指摘である⁷。

2 法律扶助の代替措置と限界

法律扶助の削減反対を主張する法律プロフェッションに対し、担当大臣（Lord McNally）は、たとえ痛みを伴うものではあっても、法律プロフェッション自らが業界再編と効率的なビジネスモデルを構築することによって、この問題に対処すべきであるとのコメントをしている⁸。

イギリスにおいて、法律扶助の代替措置として提案されているモデルは主に以下の3つであるが、それぞれ後述するとおり、限界が指摘されている。

（1）ABS（Alternative Business Structure）

ABSとは、2007年法的サービス法（Legal Services Act 2007）⁹に基づき新たに導入された非法律職者にも法律事務所の所有とマネジメント

への参加を認めた制度である。法的サービスの消費者に対して、より広い選択、より安い価格、よりよい司法へのアクセス、より大きな利便性と信頼を与える一方、法的サービスの提供者にも資本導入の容易化、リスクの分散、柔軟性の確保、質の高い非法律職の法律事業への参入機会提供などのメリットがあるとのホワイトペーパーの指摘¹⁰を受けて導入された経緯がある¹¹。

ABS のスキームを利用して、リーガルサービスにはじめて進出したイギリスの大規模小売業者が、Consumer-operative (Co-op: 生活協同組合) グループ¹²である。イギリスの Co-op グループは、600万人以上の会員を擁する生活協同組合としては世界最大級の団体であり、食料、家電、銀行、旅行代理店、薬局、葬儀、保険、自動車等の広範な分野を取り扱っている。2007年法的サービス法に基づき2012年から法律サービス事業に進出しており¹³、同グループに採用予定の計3,000人の弁護士およびパラリーガルが、消費者に対して廉価な固定価格で家事事件等を提供することが予定されている¹⁴。

しかし、この制度に対する根本的な限界として、法律扶助の利用者には様々な複合的な問題や薬物依存症等の深刻な問題を抱えている方が少なくなく、このような利用者層に対しては、ABS によるリーガルサービスによっても採算性を見込めず有効に対応することはできないとの指摘がある¹⁵。

(2) 条件付成功報酬契約 (Conditional Fee Agreement)

イギリスでは、1990年代中盤以降、法律扶助による資金提供に取って代わる民営化された資金提供、すなわち条件付成功報酬契約が導入され、純然たる金銭事件にとどまらず労働審判事件においても一定の定着をみてきた。この制度をさらに成熟化させることによって、法律扶助の代替策の1つとすることが考えられている。

しかし、法律扶助の利用者は時に、2週間の賃金不払いであるとか数百ポンド程度の賃金不払い問題で深刻に苦しんでいる。社会的弱者にとってはこのレベルの金額であっても死活問題であるが、条件付成功報酬契

約では小額すぎるため、採算性を見込めずカバーできないことになる¹⁶。

(3) プロボノ

弁護士会（ロー・ソサイエティ，Lucy Scott-Moncrieff 会長）は、法律扶助の一定範囲をプロボノでカバーすることを検討しており、特に大規模ローファームとの連携協働を提唱している¹⁷。

しかし、プロボノ活動が最も活発であるアメリカの経験が示唆するとおり¹⁸、プロボノはあくまでも公的制度の補完物（supplement）であって、これによって法律扶助制度を代替（replacement）することはできない¹⁹。

3 例外条項 (Exceptional Cases) の積極活用による

法律扶助の射程範囲拡大？

上記のとおり、法律扶助の代替措置に限界がある一方、2012年法が定める例外条項の解釈によって、法律扶助の削減幅は実質的には緩和されるとの指摘がある²⁰。

(1) 2012年法が定める例外条項

2012年法は民事・家事法律扶助の対象を厳格に制限しているが、同法10条において、例外措置として法律扶助受給を認めるセーフティネット条項が設けられている。

すなわち、同法10条は、法律扶助の援助を行わないことがヨーロッパ人権条約違反になりうる場合には、例外的に法律扶助の援助を認めている。そこでイギリスにおいては、今後、法律扶助の援助を行わないことが同条約違反にあたるとして司法救済を求めるケースが多くなると考えられ、裁判所がヨーロッパ人権条約と同人権裁判所の判例解釈を通じて、2012年法の厳格な規定にかかわらず、より緩やかな法律扶助の援助基準を設定していくことが考えられる。

(2) ヨーロッパ人権条約第6条と Airey 原則

法律扶助に関するヨーロッパ人権条約と同人権裁判所の判例解釈は、ヨーロッパ人権条約第6条と Airey 原則に求められる。

ヨーロッパ人権条約第6条1項は、「すべての者は、その民事上の権利および義務の決定又は刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による妥当な期間内の公正な公開審理を受ける権利を有する」と定める。同条項は、形式文理上は民事法律扶助の権利性に言及していないが、1979年 Airey 事件判決は、一定の要件を充たした場合には、民事・家事についても法律扶助の権利性が認められるとした。すなわち、同事件の申立人は家庭内暴力の犠牲となった女性であり裁判別居を求めたが、これを審理するアイルランド高等法院の手続において、法律扶助を得られなかった。このことが第6条1項の裁判を受ける権利を侵害したこと等を理由として申立を行ったものである。これに対して国は、弁護士の援助がなくとも申立人は自由に裁判所に出廷することができるから、本条項の違反はないと主張した。

上記国の主張に対して、ヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約は実務的（practical）かつ実効的（effective）な権利の保障を意図しているとして、弁護士の援助なく高等法院へ出廷することが実効的であるかどうか、つまり正当（properly）かつ満足に（satisfactorily）申立人が出廷できるのかどうかを確認しなければならないとした。そして人権裁判所は、アイルランドの裁判別居手続は、手続が簡単な地裁では得られず、複雑な手続を有する高等法院においてであることを重視し、またこの種の訴訟は、事実認定が困難であり、さらに感情を伴うことが多いとして、申立人本人が本事件で実効的に出廷できるとはいえないと結論づけ、国家が法律扶助を与えないことによる作為義務違反が生じるとした²¹。

Airey 事件判決は、民事手続についても法律扶助の保障が及ぶことを認めた基礎的判決としてその後の裁判例においても頻繁に引用されているが、主要な考慮要素は、①申立人にとっての事件の重要性、②事案の複雑性、③申立人自身で事案を解決しうる可能性である²²。

①重要性

多くの場合、訴額は事件の重要性を判断するうえで主要な要素とな

る。しかし、訴額のみが常に事件の重要性を判断する要素であるとは限らず、感情的な側面や個人の尊厳、家族のきずな、自尊心、健康、暴力からの保護のような他の福祉的な価値に関わる場合もある。家事事件の代理では感情的側面等に敏感である必要があるとされる。

②複雑性

事案が法的・事実面において複雑であると個人で事案を処理することが困難になる。

③自己処理能力

複雑性の問題の他の側面は、申立人の事案処理能力である。申立人が事案を適切に処理し法廷で論じる能力を持っていれば、政府は法律扶助の提供を否定すると考えられる。

しかしながら、事件処理に当たって生じる精神的な負担も考慮されなければならない。家庭内暴力の犠牲となった女性の裁判別居が問題となった Airey 事件がその一例であり、ヨーロッパ人権裁判所は、この種の裁判においては感情的な関係がしばしば伴い、法廷で要求される客観的な訴訟活動との両立が困難であることを指摘の上、代理人の援助なくして、申立人本人が本事件で実効的に出廷できるとはいえないと結論づけた。

(3) メンタルヘルスの問題を伴う

民事・家事事件に対する法律扶助決定の可能性

2012年法施行前までの旧法律扶助運営主体である法律サービス委員会に付設されていた独立の研究所リーガルサービス・リサーチ・センターの調査結果²³によれば、家事事件依頼者の56.6%がメンタルヘルスの問題を抱えている。このことは、2012年法の厳格な規定にかかわらず、申立人の感情的な側面や精神的な負担を考慮すると、法律扶助の援助を行わないことがヨーロッパ人権条約第6条に違反するという場合が少なからず存在することを示唆している。

2012年法が定める例外条項 (Exceptional Cases) にいう例外の範囲は一義的に明確であるわけではない。裁判所がこれを緩やかに解釈し、

メンタルトラブルを抱えている者に法律扶助の援助を行わないことがヨーロッパ人権条約第6条に違反するとの判断を下すようになれば、2012年法のもとでも、なお広く法律扶助が認められる余地がある。

4 2012年法の評価

上記のとおり、2012年法は、最も深刻な事件類型を除いて家事事件や社会福祉法関連事件を法律扶助の対象から基本的に除外する法律扶助削減法であり、法律扶助の基盤整備に関する国家の責務を希薄化し、ヨーロッパ人権条約をはじめとするミニマムレベルの国際準則の要請にのみ応えれば基本的に足りるとする法律である。

ここには、イギリス法律扶助が1990年代中盤以降に築き上げ、世界の法律扶助を牽引してきた戦略的アプローチ（たとえば、社会的弱者は1つの孤立した問題を抱えているのではなく相互に関連する問題群（クラスター：clusters of problem）を抱えていること、これらをターゲットとする包括的戦略が重要であること、問題の連鎖（負のスパイラル：spiral out of control）に入り込む前の早期援助（early intervention）の重視、これらの戦略に裏付けられた統合的（integrated）かつ全体的視野（holistic）に基づくシームレス（seamless）な法律扶助戦略の構築である。）²⁴が、もはや失われつつあるとの批判がある²⁵。

Ⅲ イギリス法律扶助の分岐点—スコットランドとの比較

1 イギリスとスコットランドの法律扶助の概要

イギリスとスコットランドはいずれもイギリス連合王国の構成国であり、法律扶助制度についても類似性がある。

たとえば、①ジュディケア制をベースに少数のスタッフ弁護士をミックス、②弁護士だけでなく、特に社会福祉法分野における市民相談所・ローセンター等のNPOセクターを活用した法律扶助、③予算規模も先進諸国中、最も大きいグループに属する等の共通傾向である（人口約

520万人のスコットランドの法律扶助予算が1億5410万ポンド（2011－2012年度）であるのに対し、人口約5500万人のイギリスの法律扶助予算は約18億ポンドであり、顕著な相違はない。）。

しかし、法律扶助の運営主体は別々であり、イギリスは2012年法施行までは独立委員会である法律サービス委員会が担い、現在は司法省の組織の一部が担っている。他方、スコットランドは、政府組織から独立したスコットランド法律扶助評議会（SLAB：Scottish Legal Aid Board）が運営主体となっている。

Ⅱで述べたとおり、イギリスの法律扶助が今日下降傾向を辿っているのに対して、隣国のスコットランドは、相対的に安定した法律扶助サービスを提供しており、むしろ予算コントロールを実現しつつも受給資格の拡大を実現させるといった成功を引き出しているとして、イギリスとスコットランドの比較の視点から、後者の安定的な運営の背景を汲み取ろうとする傾向が国際会議の場でも観察されている。その一端については、著者は別稿²⁶で紹介したが、その後の法律扶助国際会議での報告および海外の論考を参考に²⁷、イギリスとスコットランドの分岐点を以下検討する。

2 1990年代後半までの経路同一性

イギリスとスコットランドは、いずれもイギリス連合王国の構成国として戦後から1990年代後半までは同一の経路を辿ってきたが、その後の10年間に大きく進路を異にするに至ったとされる²⁸。

3 分岐の契機－1999年司法アクセス法と

コミュニティ・リーガル・サービスの導入

両国が大きく経路を異にするに至った分岐点は、イギリスにおけるブレア労働党政権（1997－2007年）の登場と、同政権の下で成立した法律扶助に関する1999年司法アクセス法、そして同法のもとで推進されたコミュニティ・リーガル・サービスである。

コミュニティ・リーガル・サービスは、予算コントロールが効きにくい従来のオープンエンド方式ではなく、あらかじめキャップをはめた民事法律扶助資金を各地域のニーズとプロバイダの分布をもとに分配する。具体的には、法律サービス委員会が①各地域におけるニーズの予測と確定、②各地域のプロバイダの評価と確定、③ニーズとプロバイダのミスマッチを是正の上、法律サービス委員会が設定した一定の質的基準を満たしたプロバイダと法律サービス委員会との間に締結される独占契約（コントラクト）を通して、民事法律扶助資金をプロバイダに供給する。また、独占契約締結の際には入札が用いられる。すなわち、1999年法以前の法律扶助制度のもとでは、法律家であれば原則として誰でも法律扶助事件を受任することができ、法律扶助評議会に報酬を請求することができた。これに対して、1999年法のもとでは、上記①ないし③のプロセスのもとで民事法律扶助契約が締結され、契約を締結するか否かを判断するのは個々の法律家ではなく法律サービス委員会である。法律家であれば原則として誰でも法律扶助事件を受任することができるジュディケア方式から入札を活用した独占契約制に転換することによって、予算コントロールの実現、法的サービスの質的基準を設定することによる法律扶助の質の確保、および費用の定額化による効率性の強化を実現することを目的としていた²⁹。

コミュニティ・リーガル・サービスについては、1999年司法アクセス法施行当時のイギリスで在外研究をされていた濱野亮教授（立教大学）が、2001年に「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設」³⁰を著された。同著においては、「（各地域における）優先順位の確定は、ニーズの測定と予測、そのうえでの優先順位の決定という過程を必要とし、前者の方法論的限界、後者の政治的性格ゆえ、本質的に困難で論議の対象となる要素を多く含んでいる。…（中略）…キャップをはめられた予算を、具体的なプロバイダーごとに割り当てていく作業は、激しい利害の対立をはらんでおり、また、人々の権利行使に直接影響与える深刻な意味を持っている。そこには、個々の広域・地域におけ

るニーズの確定と予測、サプライヤーの確定と評価、そのうえでのサプライとニーズのマッチングという、法社会学的にも興味深い課題が含まれているが、それを現実システムとして構築し、運用し、フィードバックする作業は、我々には壮大な実験のように見える。』³¹と述べられていた。

4 コミュニティ・リーガル・サービスの行き詰まり

ー独占契約制（コントラクト）の脆弱性

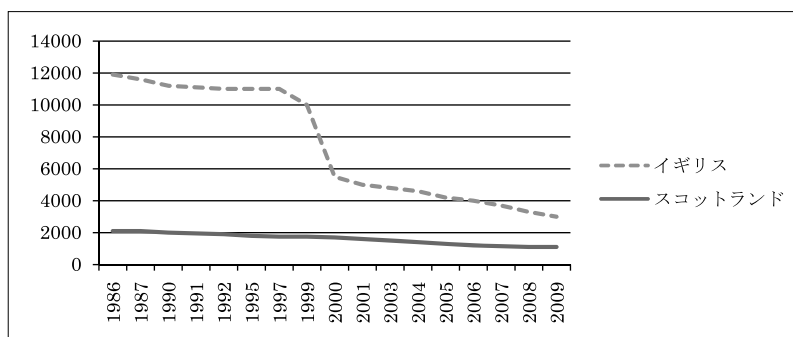
その後、コミュニティ・リーガル・サービスは、その方法論的境界と政治的性格、そして激しい利害の対立によって困難な道を歩むことになった。

たとえば、ニーズとプロバイダのミスマッチの是正の際に、従前豊富な資金を得ていた地域が、資金不足の地域に資金を積極的に譲渡していくことはあり得なかった³²。さらに、法律サービス委員会の中央集権的な政策形成および予算配分と地方公共団体の政策および予算配分の有機的な整合性の欠如の問題、コミュニティ・リーガル・サービスの多種多様な機関の利害関係や力関係が異なるため、これを有機的に組織化することが困難であるという様々な問題点が³³、ニーズとプロバイダのミスマッチの是正をより困難にさせた。

何よりも、1999年司法アクセス法に基づくコミュニティ・リーガル・サービスと、プロバイダの評価と確定の際に用いられた独占契約制（コントラクト）は、予算の効率的管理の強調のあまり、過度に労働集約的（labor intensive）な結果を招き³⁴、現場の反発を引き起こした。

次頁の表1は、イギリスとスコットランドの民事法律扶助プロバイダの集約推移をグラフにしたものであるが、スコットランドのサービスプロバイダ数がなだらかな集約傾向を辿っているのに対して、イギリスにおいては、1999年司法アクセス法の導入後、同年を境にサービスプロバイダ数が激減し、1986年時点で約12,000あったプロバイダが、2009年には4分の1の約3,000にまで急速に集約された。

(表1) イギリスとスコットランドの民事法律扶助プロバイダの集約推移³⁵



これは、過度に人為的な労働集約政策の結果であって、長年法律扶助業務を担ってきた現場プロバイダの反発を招いた。特に家事事件へのコントラクト導入は、プロバイダに対する深刻な打撃を与えたとされ、家事事件のコントラクトは2010年には従前比46%減となり、古くからの良質の法律事務所が入札に負けて法律扶助事業から撤退し、未経験の新しい法律事務所が入札を制し、新たにサービスプロバイダとなった。

しかし、その負の側面として、民事法律扶助が、質の有無を問わない「底辺への競争 (race to the bottom)」に劣化していく危険があった。イギリス法律扶助は、ピアレビュー (peer review)³⁶を代表として法律扶助の質を維持強化するためのメソッド確立に向けて最も積極的であったが、これは、法律扶助が質の有無を問わない底辺への競争に陥ることを可能な限り防ぐための防御策でもあった³⁷。

他方、スコットランドは、ピアレビューを採用しつつもコントラクトの導入は見送った。その結果、過度に人為的な労働集約が進められることはなく、前記表1のグラフのとおりプロバイダの極端な減少傾向が観察されていない。もっとも、ピアレビューによって法律扶助業務に関わるプロフェッションの専門性が徐々に進行し、良質のプロバイダが法律扶助市場に残り、法律扶助業務を専門にしてい法律事務所と法律扶助業務から撤退していく法律事務所に自然に分化してきた経緯がある。スコットランド法律扶助は、人為的コントロールではなく比較的自然なプ

ロセスによって良質かつ効率的なプロバイダに徐々に収斂し、その結果、法律扶助の質の維持と予算コントロールの両立に成功した経緯がある³⁸。

5 コミュニティ・リーガル・アドバイス・センター (CLAC) / ネットワーク (CLAN) の導入と行き詰まり

かくして、コミュニティ・リーガル・サービスは、その方法論的境界と政治的性格、そして激しい利害の対立によって2005年に廃止された。

しかし、2006年以降の事業計画として、これに代替したのは、より簡略なシステムではありながらさらに論争的なコミュニティ・リーガル・アドバイス・センター (CLAC) とコミュニティ・リーガル・アドバイス・ネットワーク (CLAN) の導入であった。

すなわち、イギリスは、2006年以降の事業計画として、重要な社会保障関係の包括的なサービスを提供するために、人口密度の高い地域に CLAC、人口密度のそれほど高くない司法過疎地域に CLAN をそれぞれ設け、ワンストップサービスを提供するようにした。サービス提供者は、市民相談所 (CAB) やローセンター、弁護士 (ソリシタ)、民間非営利団体であり、ワンストップサービスを通じた包括的解決を目標としている。問題は、ワンストップサービスのあり方として、CLAC (N) の運転資金は法律サービス委員会と設置地域の地方自治体から提供されるところ、法律サービス委員会・地方自治体との間に契約関係を締結できるのは、競争入札に勝ち残れた1つの非営利団体だけであり、CLAC (N) 設置前には複数並存していた非営利団体が、競争入札での優位性を確保するために互いに競争しなければならなくなったことである。競争入札では、一部を除き必ずしも入札価格をターゲットとして競争が行われたわけではないが、零細団体は、リスクを回避するために業務から撤退するか、勝ち残るために事業規模を拡大するか、他団体との合併を求めていくかについて、厳しい選択を強いられた。このような競争スキームに対しては、とりわけ古くから法律扶助業務を担ってきた比較的零細のプロバイダに対して法律扶助事業からの事実上の撤退を求めるも

のであって、法律扶助制度の持続可能性を考慮していないとの批判がある³⁹。

6 法律扶助運営主体と法律プロフェッションの協働の有無

戦後、イギリスにおいては1949年法律扶助および法的助言法（The Legal Aid and Advice Act 1949）によって、スコットランドにおいては法律扶助およびソリシタ法（The Legal Aid and Solicitors (Scotland) Act 1949）によって、それぞれ弁護士会（ロー・ソサイエティ）が法律扶助の運営主体を担ってきた点で、両国ともに同様の歴史を辿っている。

そして、投入される法律扶助資金の増大に伴い、法律扶助運営の非効率性の指摘と事業運営をサービス提供団体に委ねておくことへの懐疑が強まり、イギリスにおいては1988年に運営主体が弁護士会から非政府法人である法律扶助評議会（Legal Aid Board）に切り替わり、スコットランドにおいても1987年に弁護士会から非政府法人であるスコットランド法律扶助評議会（Scottish Legal Aid Board）に切り替わった点でも、両国の歴史は同様である⁴⁰。

両国の分岐点となったのは、前述のとおり、イギリスにおけるブレア労働党政権の登場と同政権の下で成立した法律扶助に関する1999年司法アクセス法、そして同法のもとで新たに法律扶助運営主体となった法律サービス委員会が推進したコミュニティ・リーガル・サービスである（他方、スコットランドにおいては、1987年に設立されたスコットランド法律扶助評議会が今日に至るまで法律扶助運営主体である。）。

イギリスで推進されたコミュニティ・リーガル・サービスであるが、その理念と戦略には卓越した面があったものの、その最大の問題点は、現実の推進過程において採用された独占契約制（コントラクト）であった。前記表1が示すとおり、独占契約制がもたらしたプロバイダのドラスティックな淘汰は、法律サービス委員会と法律プロフェッションとの間に過剰なまでの緊張関係をもたらし、非生産的な結果を招いた。相互

の信頼関係の欠如は、法律プロフェッションをして、法律サービス委員会との協議を経ることなくダイレクトに政治家に対するロビイング活動を活発化させ、法律プロフェッションによる法律サービス委員会に対する理解および参加がないまま、政治家との直接交渉によって法律プロフェッションの利害を実現しようとしていくものであったとされる⁴¹。

他方、スコットランドは、イギリスのように独占契約制を導入することはなかったが、一面においては、法律家であれば誰でも法律扶助事件を受任できるという戦後の伝統的ジュディケア制の限界を認識し、弁護士会と法律扶助評議会のパートナーシップのもとで法律扶助の質の維持強化に努めるようになった。もっとも、過度の労働集約政策を推進したイギリスとは異なり、良質かつ効率的なプロバイダが比較的自然的なプロセスで（前記表1参照）法律扶助市場において繁栄できるように努力してきており、そのための方法として、スコットランド弁護士会（ロー・ソサイエティ）が設置する法律扶助品質管理委員会（Quality Assurance Committee of the Law Society of Scotland）を通じた品質維持強化のための取組を指摘することができる。同委員会は9名で構成され過半数以上を弁護士が占める必要があり、9名中3名は弁護士会に推薦枠がある。残り6名のうち3名は法律扶助評議会に推薦枠があり、同評議会の推薦を経て弁護士会が任命するが、同評議会が持つ推薦枠3名のうち2名は弁護士である必要がある。そして残りの3名は市民パネルの推薦を経て弁護士会が任命する市民である。このような推薦プロセスを経て構成される法律扶助品質管理委員会を通じて、弁護士会と法律扶助運営主体と市民が協働作業（具体的にはピアレビュー）を行い、法律扶助プロバイダの品質向上と良質プロバイダへの比較的自然的な集約化を進めている⁴²。

7 法律扶助制度に関わる関係当事者間のパートナーシップの重要性

イギリス法律扶助には功罪あり一面的評価はできない。しかし、その負の側面を振り返るとき、法律扶助予算のコントロールが十分に効かな

かった問題点とともに、制度を担う関係当事者間のパートナーシップ（協働関係）を効果的に機能させられなかったという問題点が指摘される。特に後者について、International Legal Aid Group 議長のパターソン教授（Alan Paterson, Strathclyde University）は、スコットランドと比較の上、以下のように述べている。

「イギリス法律扶助の過去20年間は、法律プロフェッションが法的ニーズと法律扶助制度のあり方を独占的に決めていた時代から、他の様々な利害関係者（政策決定者、財務省、納税者、利用者、政治家）がこれらを決めていく時代へとシフトしていく変遷期にあった。

…アクセス・トゥ・ジャスティスの実現が極めて重要なテーマであり、これを伝統的法律プロフェッションのパターナリズムにのみ委ねておくことができないのであれば、同様に、法律プロフェッションのライバル（法律扶助運営主体、政府、財務省）の手に委ねれば解決する問題ではない。1つの利害関係者の英知のみでは解決不可能な問題であり、サービス提供者と政策形成者が、いかに資金提供者や他の利害関係者とともに協働できるかが重要である。

…（イギリスと異なり）スコットランドにおいて法律扶助制度を着実に運営できているのは、関係当事者間のパートナーシップが効果的に機能しているからである。法律扶助のモラルは明確であり、法律扶助制度は、法律プロフェッションの独占物でないこと、財務省の独占物でもないこと、あらゆる利害関係者のパートナーシップによって担われるものであることが明確になっているからである。」⁴³

以上の指摘によれば、21世紀の法律扶助制度を機能させるためには、制度を担う関係当事者間のパートナーシップの構築が特に重要である。

そして、これを効果的に機能させることができなかったイギリスが、関係当事者間の責任の所在および相互の責任関係の不明確、ガバナンスの問題等の様々な問題を生じさせ、2012年法によって、独立委員会であ

る法律サービス委員会が廃止に至り、司法省の一部門へ組み入れられるという法律扶助運営主体の独立性を希薄化させる結果を招くことにもなった。

そこで最後に、法律扶助運営主体の独立性の論点について検討する。

Ⅳ 法律扶助運営主体の独立性

ーカナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）との比較

1 イギリスの2012年法と法律扶助運営主体の独立性の希薄化

イギリスは2012年法に基づき、予算のさらなる効率的管理等のため、独立委員会である法律サービス委員会が2013年4月に廃止され、新たに司法省の組織の一部に組織替えされた。組織替えの背景としては、政府が個別案件に干渉することは不適切であるが、司法省による法律扶助政策決定と法律サービス委員会による具体的な予算配分に関する責任の所在および相互の責任関係が不明確であり、法律扶助の優先領域の決定とガバナンスにも問題が生じているため、政策決定と財政の一元化を図るべく、法律扶助を司法省の一部門に組み入れるという点にある⁴⁴。

しかし、改組の際に、新部局における組織の長の独立性は引き続き確保されているとはいうものの⁴⁵、独立組織でないために政治的圧力を受けやすく、特に論争的な法律扶助案件に対する独立性・中立性が損なわれる危険があるとの批判がある⁴⁶。

また、従前は、独立委員会である法律サービス委員会が、サービス提供者・サービス提供団体からの圧力と政府からの圧力との間の緩衝材（buffer）の役割を果たしていたほか、法律扶助政策が功を奏しないときにも、法律サービス委員会が身代わり（scapegoat）となることによって、政府自身が直接の矢面に立つことは少なかった。しかし今後は、法律扶助運営主体が司法省の組織の一部になるために、政府自身が困難な課題を直接引き受けるとともに直接の批判対象になる。政府自身が引き受ける困難な課題としては、たとえば、予算カットと連動する法

法律扶助報酬削減がもたらす優秀なサービス提供者の法律扶助事業からの撤退と、これによるアクセス・トゥ・ジャスティス政策の危機であり、また、2012年法が定める例外条項（Exceptional Cases）の困難な解釈、さらに社会福祉関連法を引き受けてきた法律扶助団体の法律扶助事業からの撤退が引き起こす、社会福祉法案件の需要増大に対するプレッシャーなどである⁴⁷。

2 論争的な法律扶助案件に対する介入の危険性

ーエバンス事件を題材として

論争的な法律扶助案件をめぐる時の政府の介入の論点について、イギリスで近年問題となりメディアでも大きく取り上げられたのが、次に述べるエバンス事件である⁴⁸。

2001年9月11日アメリカ同時多発テロ事件を契機として、イギリス軍のアフガニスタン駐留の際に同軍に捉えられた捕虜が、当時拷問が行われているといわれていた収容センターへ引き渡されていたことが判明し、被収容者は、拷問被害および収容センターへの引き渡しを行ったイギリス軍の違法性を訴えた。イギリスの平和活動家エバンスは、拷問被害を訴えた被害者を代表して自らが原告となり、法律扶助を利用の上、イギリス政府を被告とする公益訴訟を提起しこれに勝訴した。これに対し、イギリス国防大臣は、このような公益訴訟が今後も続けばイギリスの国益を害することになるとして、原告自身の直接の権利救済とは関わりのない公益訴訟に対する法律扶助を制限すべく法律扶助規則を改訂するよう司法大臣に電子メールを送信した。その後、2010年に法律扶助規則が改訂され、公益訴訟への法律扶助が制限されるようになった。

これに対して、エバンスは、法律扶助規則改訂プロセスの違法性を主張して行政訴訟を提起した。イギリス高等法院は、国防大臣から司法大臣への圧力があったことを認めた上、法律扶助の禁止を通じて国に不都合な訴訟提起を抑制するというやり方は、「法の支配」の原理に反するとして、2011年5月、エバンスの主張を認め、法律扶助規則改訂の違法

性が確認された。

エバンス事件は、時の政府にとっては不人気の法律扶助案件（Unpopular, Unwelcome Client）に対して、法律扶助規則の改訂という方法を通じて法律扶助利用を禁止した近年の政府介入の実例としてメディアに取り上げられている。

イギリス法律扶助の運営主体が、従来の独立委員会方式から司法省の組織の一部門に組織替えされることになった現在、新部局における組織の長の独立性は確保されているとはいうものの、今後のイギリス法律扶助の個別案件の独立性・中立性が真に維持されるのかどうかについては、懸念が示されている⁴⁹。

3 法律扶助運営主体の独立性に関する各国の動向

法律扶助運営主体の独立性については、各国によって濃淡あり、制度的独立性が比較的強いグループとしては、独立性の強い法人形式（Corporation）を採用しているオランダ法律扶助協議会があり、他方、比較的弱いグループとしては、政府組織の一部門（Government Agency）になった2012年法のもとでのイギリスのほか、同じく政府組織の一部局であるフィンランドおよびニュージーランドの法律扶助運営主体等がある。また、両者の中間に、非政府組織（Non Departmental Public Body）であるカナダ（オンタリオ州、ブリティッシュ・コロンビア州）およびオーストラリア（ニューサウスウェールズ州）の法律扶助運営主体等がある⁵⁰。もっとも、相対的に独立性が弱いとされるフィンランドの法律扶助運営主体であるが、実際の業務運営の場面においては、独立の権限を与えられた各地域の審査官が個別の法律扶助案件の受給判断をしており、これによって独立性が担保されているといわれる。その意味で、法律扶助組織の独立性については、制度の独立性の視点だけでなく、運営の独立性、財政の独立性、ガバナンスの独立性の4つの視点から総合的に検討する必要があるといわれる⁵¹。

4 独立性堅持のための

カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）の経験

以下、本節では、カナダ（ブリティッシュコロンビア州）の法律扶助運営主体を題材として、独立性を維持するための知見とその重要性について検討する⁵²。

（１）カナダの法律扶助運営主体の概要

カナダは計10州（province）と3つの準州（territory）から構成される連邦国家であり、法律扶助については、各州の責務として州単位の法律扶助運営主体が設置されているが、1970年代前半からは、連邦政府の資金投入も開始されるようになり、州予算と連邦予算のもとで組織運営がされている。各州が採用している法律扶助運営主体の法形式に関する平均的モデルは、過去20年間に発展してきた、民間企業のスキームを取り入れた非政府型公法人モデルであり、組織が果たすべき基本目標が州及び連邦から与えられた上、具体的な運営（立案、戦略、リスク負担、説明責任）については、州及び連邦から指示を受けることなく、組織が独立して実施するようになっている。これによって法律扶助の個別案件に対する独立性・中立性を守るとともに、組織の効率的・効果的運営を可能にしている。

ブリティッシュ・コロンビア州の法律扶助運営主体は、1979年法（Legal Services Society Act）に基づき設立された、政府から独立した公法人組織であるリーガルサービス・ソサイエティである。

（２）リーガルサービス・ソサイエティの独立性を維持するための知見

連邦及び州から公的資金の投入を受ける一方、法律扶助運営主体の独立性を堅持するためには、いかなる組織運営が必要なのか。リーガルサービス・ソサイエティは、30年以上の組織運営の経験を踏まえ、公的資金投入を受けながら法律扶助運営主体の独立性を堅持するためには、次の6つの準則を踏まえる必要があるという⁵³。

①組織の目的の明確性

法律扶助運営主体の目的が明確であり、運営主体の独立性が当該目

的達成のために不可欠の前提になっていることが明文化されていれば、運営主体の独立性の正当性は担保され、時の政府の介入は困難になる。

②説明責任

法律扶助運営主体に公的資金が投入されるのは、運営主体が国の責務（司法アクセスの基盤を整備する責務）を担っているからである。したがって、運営主体は国に対し、同責務を実際に担えているかどうかについて説明を果たさなければならないし、この説明を果たすことができれば国の運営主体に対する介入の口実を与えることになる。運営主体による説明責任の履行は、運営主体の独立性を阻害するものではなく、むしろそれを強化するものである。

③国の期待の明確化

国が上記責務履行のために抱いている関心事と期待について明確化する必要がある。

これを明確化し、相互理解のもとで業務運営を行うことによって、法律扶助運営主体の活動の独立性が強化される。

④公衆の支持

法律扶助運営主体に対する公衆の支持が強まれば、時の政府が法律扶助運営主体に対して許容する自由の範囲も拡大することになる。

⑤法律プロフェッションの関与

法律扶助運営主体は、法律プロフェッションから独立していなければならない、法律プロフェッション団体と同視されてはならない。しかし、政府の権限行使に対するカウンターバランスとして、法律プロフェッションが運営主体に関わることが必須であるとともに、法律プロフェッション団体からの支持を得ることが重要である。

⑥効果的な業務運営とガバナンスの達成

法律扶助運営主体の目的達成のために効果的な業務運営が遂行されていれば、法律扶助運営主体の独立性は維持されやすい。

このことは、法律扶助運営主体のガバナンスにも通ずる。具体的に

は、事業運営の方向性の明確化、戦略プランの実行と組織の管理監督、業務達成の評価、リスク管理、政府・法律プロフェッション・市民・利害関係者との間の効果的なコミュニケーションが重要である。

(3) 法律扶助運営主体の独立性の試金石

リーガルサービス・ソサイエティの独立性が、近年、試金石として問われることになったのが、2010年8月、計492名のタミル人難民が軍艦に護衛されてブリティッシュ・コロンビア州に入港し、大量の難民申請が行われた事例を通じてである⁵⁴。

カナダは従前から多くの難民を受け入れてきた歴史があるが、本件は従来とは様相を異にした。すなわち、カナダの公安担当省は、今回の難民申請がテロリスト主導によって行われている旨主張し、政治論争となった。カナダにおいては、難民申請者が施設収容される例は稀であるが、本件については公安担当省は積極的に施設収容措置をとった。ここにおいて、公共の安全を主張する時の政府の利害と難民申請者の権利が鋭く対立することになった。このような事態のもとでリーガルサービス・ソサイエティが直面した課題は、多数の難民申請者に代理人弁護士を速やかに選任する必要があるにもかかわらず、そのための資金が不足しており90日以内には資金枯渇に追い込まれることであった。これに対し、リーガルサービス・ソサイエティは、連邦司法省と協議の上追加資金を速やかに確保し、滞りなく代理人弁護士が選任された。2013年3月までに、計492名の難民申請者のうち80名が難民として認定され、この間に国外退去処分となったのは僅か25名である。なお、被収容者は僅か2名にとどまっている（また、乗組員と11名の難民申請者がテロリストグループの一員であると認定されている。）。

本事例は、ブリティッシュ・コロンビア州の法律扶助運営主体の独立性と同運営主体の立案する難民法律扶助プランの独立性について、時の政府の利害の影響を受けずに真に独立性が保たれたのかどうか、試金石として問われたケースであり、独立性が堅持された背景には、上記(2)を踏まえた日頃からの堅実な組織運営がある。

V おわりに

本稿は、イギリス法律扶助の近年の下降傾向に対して、1990年代後半まではイギリスと近似の法律扶助政策をとりながら、同時期以降に路線を異にするようになり、今日、むしろ安定的運営が行われているとされるスコットランド、および法律扶助運営主体の独立性が弱くなったイギリスとの比較において、運営主体の独立性を堅持してきたカナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）の2か国をとりあげ、それぞれイギリスとの分岐点を検討した。

イギリス・スコットランド・カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）ともに、伝統的には、法律プロフェッションが法的ニーズと法律扶助制度のあり方を独占的に決めていた時代があった。しかし今日、法律プロフェッションが独占的に決める時代は既に終了しており、この制度に関わる様々な利害関係者とのパートナーシップのもとで政策を形成し遂行していく時代に入っている。このパートナーシップ（協働関係）の成否において、イギリスとスコットランドおよびイギリスとカナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）との間に、それぞれ分岐点があったことが分かる。

International Legal Aid Group 議長であるパターソン教授の「（アクセス・トゥ・ジャスティスの問題は）1つの利害関係者の英知のみでは解決不可能な問題であり、サービス提供者と政策形成者が、いかに資金提供者や他の利害関係者とともに協働できるかが重要である」⁵⁵との指摘は、わが国の法律扶助事業にも等しくあてはまると考えられる。

[注]

- 1 DVの概念自体は、(心理的、肉体的、性的、金銭的および感情的に)畏怖する態度 (behavior)、暴力および虐待と広範なものとして位置づけられている (我妻学「民事法律扶助の国際的潮流－緊縮財政のもとで民事法律扶助が直面する諸問

- 題－」日本司法支援センター総合法律支援論叢第2号（2013年）10頁脚注34）。
- 2 2012年9月12-14日にモードリンカレッジ（オックスフォード）で開催されたリーガルサービス・リサーチ・センター主催の第9回会議「功と罪」および2013年6月12-14日にハーグ（オランダ）で開催された International Legal Aid Group 主催の会議「緊縮財政のもとでの法律扶助」である。
 - 3 Alan Paterson, *Lawyers and the Public Good: Democracy in Action?* (2012), Cambridge University Press,
Steve Hynes, *Austerity Justice* (2012), Legal Action Group
 - 4 *Reform of legal aid in England and Wales: equality impact assessment*, updated June 2012, Ministry of Justice p.125-128
Hynes, *supra* note 3 p.126
 - 5 Steve Hynes, *The National Report of England and Wales prepared for the 2013 International Legal Aid Group Conference*
(http://www.ilagnet.org/jscripts/tiny_mce/plugins/filemanager/files/The_Hague_2013/National_Report/England_and_Wales_National_Report.pdf)
 - 6 *Ibid* p.1
日本司法支援センター「公共法律サービスの変容—効率化と多様化への転換—」（2013年）3-4頁
 - 7 Hynes, *supra* note 3 p.128-129
 - 8 Hynes, *supra* note 5 p.5
 - 9 2007年法的サービス法は、ロー・ソサイエティおよびバー・カウンシルの規律機能の行使を新設の「法的サービス局」（Legal Services Board〔LSB〕）の監督に服させ、LSBは、弁護士の規律につきロー・ソサイエティ等を戒告し、LSBがロー・ソサイエティ等の規律機能を行使し、場合によっては、ロー・ソサイエティ等から規律機能を取り上げる権限を与えられたものであり、2007年法の下では、ロー・ソサイエティおよびバー・カウンシルの弁護士団体はもはや限定的な自治権しか有せず、他の法律職者団体と同様にLSBの規律に服することになったとして、イギリスの弁護士自治は、2007年法の下において終焉を迎えたとの指摘がある（吉川精一「英国の弁護士制度」（2011年）日本評論社148-149頁）。
 - 10 *The future of Legal Services : Putting Consumers First*, Department of Constitutional Affairs (2005), p.40-41
(<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.dca.gov.uk/legalsys/folwp.pdf>)
 - 11 日本司法支援センター・前掲注6）5-6頁
 - 12 イギリス Co-op グループ HP (<http://www.co-operative.coop/>)

- 13 Co-op グループのウェブサイトでは、家事事件のほか、不動産、人身傷害、労働事件を取り扱う旨宣伝している (<http://www.co-operative.coop/legalservices/>)。
- 14 Co-op 関係者は、従来の法律サービスは、縁遠く、専門用語を伴い難解で、そして費用も不透明であったと批判し、また、社会の中間層は、貧困層のように法律扶助の受給資格があるわけではなく、また富裕層のようにタイムチャージで弁護士費用を支払える経済力があるわけではないため、もっとも法律サービスから縁遠い位置に追いやられていた層であるとして、Co-op が提供する法律サービスは、特に法律扶助受給資格を持たない中間層に対して、法律サービス利用の機会を広く提供することになると述べている。同時に、Co-op グループは、特に若手法曹に対して、新たな雇用機会の提供を与えることにもなると指摘している (Law Society Gazette 24/05/12)。
- 15 Hynes, *supra* note 3 p.136
- 16 Ibid. p.136
- 17 Ibid. p.137
- 18 Rebecca L Sandefur, *Lawyers Pro Bono Service and Market Reliant Legal Aid* (2009), Private Lawyers & Public Interest, Oxford University Press
- 19 Richard L. Abel, *State, Market, Philanthropy, and Self-Help as Legal Services Delivery Mechanism* (2009), Private Lawyers & Public Interest, Oxford University Press
- 20 Hynes, *supra* note 3 p.139-141
- Jo Miles, Nigel J. Balmer, Marisol Smith, *When Exceptional is the Rule: Mental Health, Family Problems and the Reform of Legal Aid in England and Wales*, 10th Legal Services Research Centre International Conference on 30 June-2 July
- 21 大塚泰寿・戸塚悦朗「ヨーロッパ人権条約と法律扶助」(法律扶助協会「日本の法律扶助」2002年) 449-450頁
- 22 日本司法支援センター・前掲注6) 89-90頁
- 23 Jo miles, Nigel J. Balmer, Marisol Smith, *When exceptional is the rule: mental health, family problems and the reform of legal aid in England & Wales* (2012), 24 Child and Family Law Quarterly Issue 3
- 24 たとえば、2012年法施行前までの旧法律扶助運営主体である法律サービス委員会(LSC)に付設されていた独立の研究所リーガルサービス・リサーチ・センターが実施してきた一連の調査研究に基づく戦略的な法律扶助の立案であり、その代表的な調査研究としては、法律扶助ニーズ調査の先駆ともいえる Pascoe Pleasence, *Causes of Action: Civil Law and Social Justice, The final report of the first LSRC survey of justiciable problems 2004* があげられる。なお、同著の日本語訳として、法律扶助協会「訴訟の原因：民事法と社会正義」(2004年)がある。

- 25 Hynes, supra note 5 p.1
- 26 日本司法支援センター「法律扶助の世界動向—リーマンショック後の各国の多様な試み—」(2012年) 39-42頁
- 27 2013年6月12-14日にハーグ（オランダ）で開催された International Legal Aid Group 主催の会議「緊縮財政のもとでの法律扶助」および Paterson, supra note 3
- 28 Paterson, supra note 3 p.80
- 29 我妻学「民事法律扶助の意義と機能—イギリスおよびアメリカにおける法律扶助の草創と変容—」(2008年)『民事司法の法理（小島武司先生古稀祝賀記念論文集 下巻）』282-284頁
- 30 濱野亮「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設（1）（2）」(2001年立教法学58-59号)
- 31 同（1）76-77頁
- 32 Paterson, supra note 3 p.83
- 33 我妻学・前掲注29) 286頁
- 34 Paterson, supra note 3 p.83
- 35 Ibid. p.96
- 36 独立の経験を積んだ実務家パネルが一連の基準とレベルに照らして専門家の仕事の品質を評価する制度であり、サービス提供者が行った事件記録ファイルの検討などが行われる。
- 37 Paterson, supra note 3 p.96-97
- 38 Ibid. p.95
日本司法支援センター・前掲注26) 41-42頁
- 39 池永知樹「司法過疎地における公益的リーガルサービスの諸形態と課題」(2012年)日本法社会学会編『法曹の新しい職域と法社会学』有斐閣180頁
- 40 スコットランド法律扶助の歴史については、スコットランド法律扶助評議会 HP (<http://www.slab.org.uk/about-us/who-we-are/history/>) を参照
- 41 Paterson, supra note 3 p.122
- 42 Ibid. p.121
The Law Society of Scotland, Civil Quality Assurance Committee
(<http://www.lawscot.org.uk/members/legal-aid--access-to-justice/civil-quality-assurance>) The Law Society of Scotland, Criminal Assurance Committee
(<http://www.lawscot.org.uk/members/legal-aid--access-to-justice/criminal-quality-assurance>)

なお、法律扶助品質管理委員会の設置運営に関して、スコットランド弁護士会と法律扶助評議会との間に締結された協定として、Memorandum of

Understanding Between the Scottish Legal Aid Board and The Law Society of Scotlandがあり、上記Civil Quality Assurance CommitteeのURLからダウンロードすることができる。

43 Paterson, supra note 3 p.120-121, p.124

44 我妻学「民事法律扶助の国際的潮流－緊縮財政のもとで民事法律扶助が直面する諸問題－」（日本司法支援センター「総合法律支援論叢第2号」2013年）14頁

なお、LSCに組織替えされる前の法律扶助評議会（LAB）の時代にも、LABと政府の親組織との間の政策不一致と、政策遂行が失敗した場合の相互の非難応酬の傾向が観察されていた経緯があった。その後LSCに組織替えされてからは、LSCはLABよりも親組織の政策に接近するようになり、組織としての独立性を強調することも少なくなったとはいわれていた（Steve Hynes and Jon Robins, *The Justice Gap, Whatever happened to Legal Aid?* (2009), Legal Action Group, p.29-30)

45 Welcome Address by Sir Callaghan at the 9th Legal Services Research Centre International Conference on 12 September in 2012

(http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20121002232050/http://www.legalservices.gov.uk/docs/about_us_main/lsrc-speech-sir-bill-callaghan.pdf)

46 Hynes, supra note 3 p.69-70

47 Ibid. p.141

48 Ibid. p.70-71

Daniel Carey, *Torture legal aid case is a triumph of the rule of law*, (12 May 2011) Guardian

49 Hynes, supra note 3 p.72, 我妻学・前掲注44）15-16頁

50 Alan Paterson, *What Now for Legal Aid Commissions: Does Independence Matter?*, presentation at the International Legal Aid Group Conference on 13 June in 2013

51 Ibid.

52 Mark Benton, Chief Executive Officer of The Legal Services Society, *Adding Value Through Independence: Legal Aid Governance in British Columbia prepared for the 2013 International Legal Aid Group Conference*

(http://www.ilagnet.org/jscripits/tiny_mce/plugins/filemanager/files/The_Hague_2013/Session_Papers/3.3_-_Mark_Benton.pdf)

53 Ibid. p.5-7

54 Ibid. p.9-10

55 Paterson, supra note 3 p.121